

4 騒音関係

4-1(1) 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A	5 0 デシベル以下	4 0 デシベル以下
A 及び B	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下
C	6 0 デシベル以下	5 0 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

4－(2) 騒音に係る環境基準の類型指定地域

対 象 市 町 (17市13町)			地域の種類	類 型 を あ て は め る 地 域
鹿児島市	南さつま市	和泊町	A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域
鹿屋市	志布志市	知名町		第2種低層住居専用地域
枕崎市	奄美市			第1種中高層住居専用地域
阿久根市	頰娃町			第2種中高層住居専用地域
出水市	知覧町			
大口市	川辺町		B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域
指宿市	さつま町			第2種住居地域
西之表市	加治木町			準住居地域
垂水市	始良町		C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域
薩摩川内市	湧水町			商業地域
日置市	錦江町			準工業地域
曾於市	肝付町			工業地域
霧島市	中種子町			
いちき串木野市	瀬戸内町			

※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

4-(3) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位 : W E C P N L)
I	7 0 以下
II	7 5 以下

(注) I を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の式の算式により1日ごとの値（単位：WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式 $\overline{\text{dB}(\text{A})} + 10\log_{10}N - 27$

(注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- 3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 1 0 回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

4－(4) 航空機騒音に係る環境基準の指定地域

空港・飛行場名	地域の類型	類 型 を あ て は め る 地 域
鹿児島空港 〔平成17. 10. 28 鹿児島県告示 第1658号 (H17. 11. 7施行)〕	I	霧島市（平成17年11月6日現在における溝辺町の区域に限る。）の区域（以下「旧溝辺町の区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	II	霧島市の区域のうち、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第8条の2に規定する第一種区域並びに旧溝辺町の区域のうち、都市計画法第9条第5項から第11項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
鹿屋飛行場 〔平成17. 12. 26 鹿児島県告示 第1929号 (H18. 1. 1施行)〕	I	鹿屋市（平成17年12月31日現在における鹿屋市の区域に限る。）の区域（以下「旧鹿屋市の区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	II	鹿屋市の区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条に規定する第一種区域（類型Iを当てはめる地域を除く。）並びに旧鹿屋市の区域のうち、都市計画法第9条第5項から第11項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

4－(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

（注）Iを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIを当てはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

4－(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の指定地域

路 線 名	地域の類型	類 型 を あ て は め る 地 域
九州新幹線 〔平成18. 10. 20 鹿児島県告示 1601号 (H18. 10. 20施行)〕	I	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別紙図面に <u>黄緑色で表示する地域（※1）</u> （※1） 都市計画法に基づく 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 都市計画法の用途地域の定めのない地域のうち、住居の存在する地域
	II	対象地域のうち、別紙図面に <u>赤色で表示する地域（※2）</u> （※2） 都市計画法に基づく 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	注）河川区間、トンネル区間等には当てはめていない。	

（備考）別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境生活部環境管理課及び関係市役所〔出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、鹿児島市〕に備え置いて縦覧に供する。

4－(7) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	朝・夕 (午前6時～午前8時) (午後7時～午後10時)	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後10時～ 翌日の午前6時)
第1種区域	45デシベル以下	50デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	50デシベル以下	60デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	60デシベル以下	65デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	65デシベル以下	70デシベル以下	55デシベル以下

(備考)

- 1 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
- 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

4－(8) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業 地域の区分 規制種別	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホ トラクターショベル ブルドーザー
基準値	①②	85デシベル				
作業時刻	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと。				
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと。				
※1日当りの作業時間	①	10時間／日を超えないこと。				
	②	14時間／日を超えないこと。				
作業期間	①②	連続して6日を超えないこと。				
作業日	①②	日曜日その他休日でないこと。				

(注) 1 地域の区分欄の①は第1号区域、②は第2号区域を表す。

- ①第1号区域
 - ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域
- ②第2号区域 第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域
- 2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
- 3 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
- 4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

4－(9) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
2	a 区域のうち2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
3	b 区域のうち2 車線以上の道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

（特例）幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から1 5 mまで，2 車線を超える道路の敷地境界線から2 0 mまで）に係る限度は，次表を用いる

昼 間	夜 間
7 5 デシベル	7 0 デシベル

（注） a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として住居の用に供される区域
c 区域：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域

4－(10) 騒音規制法に基づく地域指定状況

対 象 市 町 村
全市町村（※）

※ 鹿児島市は平成8年に中核市となって以降，鹿児島市長が独自に指定。
薩摩川内市は平成18年度から，権限移譲により薩摩川内市長が独自に指定。
鹿屋市，霧島市は平成19年度から，権限移譲により各市長が独自に指定。

4－(11) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等の騒音に係る規制基準

時 間 の 区 分	基 準
昼間（午前8時から午後7時まで）	65デシベル以下
朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後7時から午後10時まで）	55デシベル以下
夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）	45デシベル以下
（注）騒音の測定点は、工場等の敷地の境界線上とする。	

4－(12) 鹿児島県公害防止条例に基づく飲食店営業等の深夜騒音に係る規制基準

① 音量の規制

対象営業	規 制 時 間	対 象 地 域	規 制 基 準	
			区 域 の 区 分	基 準
飲食店営業 喫茶店営業	午後10時から翌日の午前6時まで	騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定した地域	第1種区域	40デシベル以下
			第2種区域	45デシベル以下
			第3種区域	50デシベル以下
			第4種区域	55デシベル以下

（注）区域の区分は、騒音規制法第4条第1項の規定に基づく区域区分（5－(4)参照）

② 音響機器の使用制限

対象営業	対 象 時 間	対 象 区 域	対 象 機 器
飲食店営業 喫茶店営業 （ただし、音響機器から発する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合を除く。）	午後11時から翌日の午前6時まで	騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定した地域のうち、深夜における騒音を特に防止する必要がある区域として知事が指定する区域 〔16市13町（※）の都市計画法に基づく住居系用途地域及び近隣商業地域〕	・カラオケ装置 ・電気蓄音機 ・拡声装置（有線放送の拡声装置を含む。） ・楽器

（注）鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、穎娃町、知覧町、川辺町、さつま町、加治木町、姶良町、湧水町、錦江町、肝付町、中種子町、瀬戸内町、和泊町、知名町（16市13町）

4－(13) 鹿児島県公害防止条例に基づく拡声機騒音に係る規制の概要

① 一般規制

音 量 の 制 限	65デシベル（中央値）以下（音源から30メートルの地点）
時 間 の 制 限 等	・午後8時から翌日の午前8時まで使用禁止 ・使用時間は、1回10分以内とし、15分以上の休止時間をおくこと。 （移動して使用する場合を除く。）
そ の 他	・拡声機の間隔は、50メートル以上とする。 ・地上8メートル以上の高さでは、使用しないこと。 （航空機放送を除く。）

ただし、次の場合は除く。

ア 法令に特別の定めのあるとき。

イ 祭礼、盆踊り、その他地域の風俗習慣に基づく一時的な行事のため使用するとき。

ウ 集団の整理誘導等のために使用するとき。

② 商業宣伝に係る規制

何人も住居の環境が良好である区域または学校若しくは病院の周辺の区域では商業宣伝を目的として、拡声機を使用してはならない。ただし、①に定める事項を遵守して自動車による等移動して、拡声機を使用する場合を除く。

（該当地域）

(1) 都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づき定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居及び準住居地域並びにその周囲30メートル以内の区域
(2) 学校または病院の敷地の周囲80メートル以内の区域

③ 航空機使用による商業宣伝に係る規制

音 量 の 制 限	65デシベル（中央値）以下（原則として、地上おおむね1メートルの地点）
時 間 の 制 限 等	・平日は日没から翌日の午前8時まで使用 ・日曜・休日は午前10時までと午後5時以降 } 禁止
そ の 他	・同一地域の上空で3回以上くりかえして放送しないこと。 ・音楽を放送しないこと。